

税務行政の現状と課題

税務行政の現状と課題

- 1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

税務行政の現状と課題

- 1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

「税務行政の将来像2.0」(令和3年6月11日公表)

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底



税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化



あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものです。

【序文より】

近年、デジタル機器や新しいコミュニケーションチャネル、内外におけるデータソースの大幅な増加により、納税者サービスの改善や、コンプライアンス確保策の重点化 (better target our compliance activities) を図ることが可能となった。

これにより、税務行政の効果と効率が確実に向上してきた一方、我々税務長官会合は、将来の税務行政について、能動的かつ時に負担の大きい**納税者の自発的なコンプライアンス**と、ノンコンプライアンスに対処するため**資源を集約した税務調査とに依存した現在のアプローチから大きく転換**するような姿を見据えている。

「税務行政3.0」の描く世界

税務行政は、…

- 1 **納税者の日常の業務に組み込まれる** Embedded within taxpayer natural systems
 - ・納税者が日ごろ利用する業務システムとの連携により**負担感なく正確な納税**が可能に
 - ・その結果、**ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れん**
- 2 **納税に関する業務を担う官民全体のシステムの一部となる** Part of a resilient “system of systems”
 - ・プラットフォームによる源泉徴収など民間のシステムも納税に関する業務の担い手に
- 3 **リアルタイムで課税関係を安定させる** Real-time tax certainty provider
 - ・源泉徴収や納税専用口座などにより、リアルタイムで課税関係を確定することが可能に
- 4 **透明で信頼性が向上する** Transparent and trustworthy
 - ・納税者にとって、どのデータに基づきどのような課税が行われるかの把握が容易に
- 5 **一体となった政府の一部となる** An integrated part of whole of government
 - ・行政当局間のデータ連携により、様々な行政手続をシームレスに行うことが可能に
- 6 **人とハイテクが融合した組織となる** A human touch and high tech adaptive organization
 - ・**人のスキルとAIなどのサポートツールの相互関連 (intertwining)** が成功のカギ
 - ・人や業務プロセス、システムの柔軟さにより、危機を含む社会経済の変化に適切に対応

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会(将来構想)

税務署に行く理由
(主なもの)

税務署に行かなくてもできるようにするために実現を目指す仕組み

確定申告
(納付・還付)

申請・届出

特例適用状況
の確認

納税証明書
の入手

相談

申告・申請等の簡便化

- 必要なデータを自動反映
- 納付、還付は登録済口座を利用
- 手続自体の要否を見直し
- 入力項目は最少限に

数回のクリック・
タップで完了


自己情報のオンライン確認

マイナポータルや
e-Taxのアカウント画面で
特例適用や納税の状況を確認

チャットボット*の充実等

プッシュ型の情報配信

* 質問内容を入力するとAIを活用して自動で回答を表示するサービス

あなたの情報 

所得税等に関する事項	
所得税申告区分	青色
〇〇特例	適用なし
〇〇特例の適用を届け出る	
納税の状況 (〇月〇日時点)	
未納税額はありませぬ	
納税状況データのダウンロード	

※ e-Taxのマイページ画面 (イメージ)

還付金は
3,000円です。

(あなたの所得)
給与 2,400,000円
年金 600,000円
(所得控除)
生命保険料 120,000円
もっと見る

(振込先)
 登録済口座 その他

上記内容を確認の上、申告

※ スマホ申告画面 (イメージ)

税務相談
チャットボット

土地を売った

土地や建物を売却した場合は、確定申告が必要となる場合があります。具体的には、…

(入力欄)

※ チャットボットの画面 (イメージ)

構想：税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

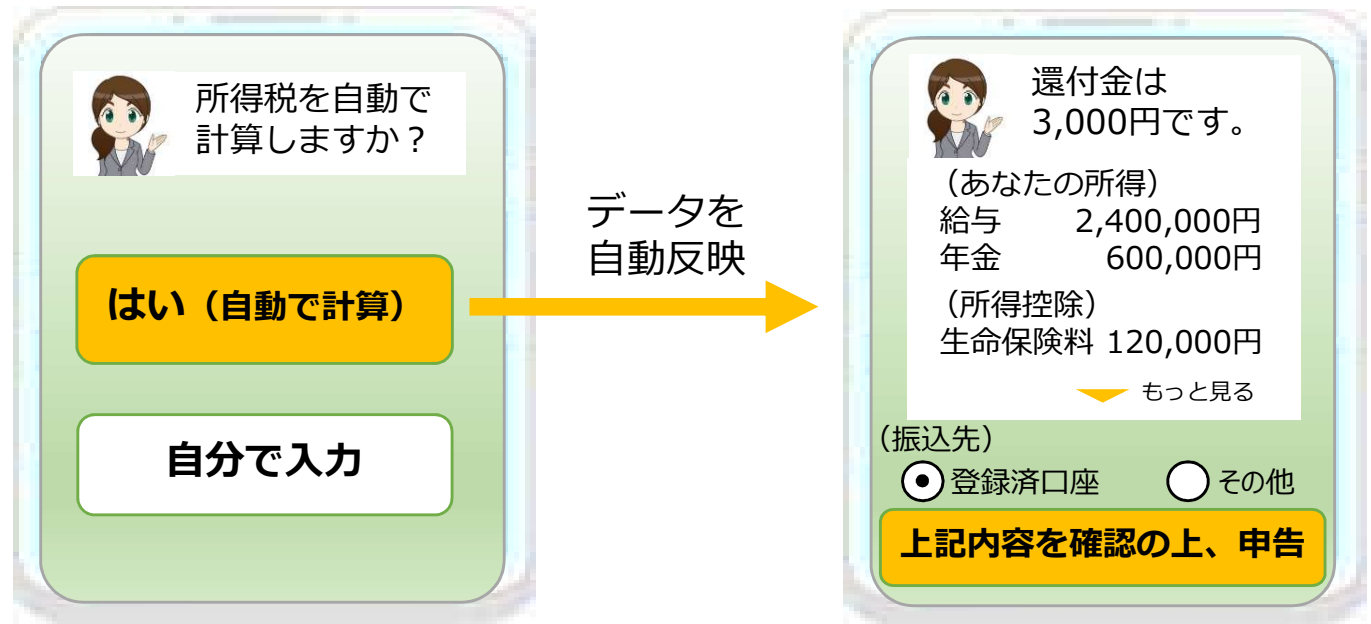
- 確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指す。

（現状：税務署に行く場合）

- ① 申告に必要な情報を入手・整理
（例）
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等
 ※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
（国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」）に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

（将来のイメージ）

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

（注）

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備。
（既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等）
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能。

「税務行政の将来像2.0」の具体的な取組状況

○ e-Tax・確定申告書作成コーナー

- 全ての国税関係手続がe-Taxで可能に(R 4.1～)
- スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を自動入力(R 4.1～)
- スマホがICカードリーダーライタの代わりに(R 4.1～)
- マイナンバーカードの読み取り回数が1回に(R 5.1～)
- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に(R 5.1～)
- e-Tax「マイページ」を運用開始(R 5.1～)

○ マイナポータル連携

- 生命保険・住宅ローン・特定口座(R 3.1～)に加え、地震保険・ふるさと納税(R 4.1～)、医療費の4か月分(R 4.2～)を自動入力
- 医療費の1年間分・公的年金等の源泉徴収票・国民年金保険料を自動入力(R 5.1～)

○ 年末調整の電子化

- 控除証明書データをマイナポータル連携により自動入力(R 2.10～)

○ 国税庁HPの充実

- タックスアンサーをリニューアル(R 4.1～)
- チャットボットで所得税の確定申告(R 2.1～)、年末調整(R 2.10～)に加え、インボイス制度(R 4.5～)、消費税の確定申告(R 5.1～)の相談を開始

○ キャッシュレス納付

- ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキング、クレジットカード納付に加え、スマホアプリ納付を導入(R 4.12～)

○ 納税情報のデータ化

- 電子納税証明書をパソコン(R 3.7～)やスマホ(R 4.9～)から請求・取得可能に
- 各省庁への申請時に申請者が自己の納税情報を自動添付できる仕組みを開始(R 5.1～)

○ 調査・徴収の効率化・高度化

- 金融機関への預貯金照会をオンライン化(R 3.10～)
- 税務調査等で求められた資料をe-Taxで提出(R 4.1～)
- 電話催告センターで応答予測モデルの活用を開始(R 4.4～)
- 高リスク納税者の抽出モデルの構築・試行運用を開始(R 4.7～)
- 一部の大規模法人を対象にリモート調査の試行を開始(R 4.10～)

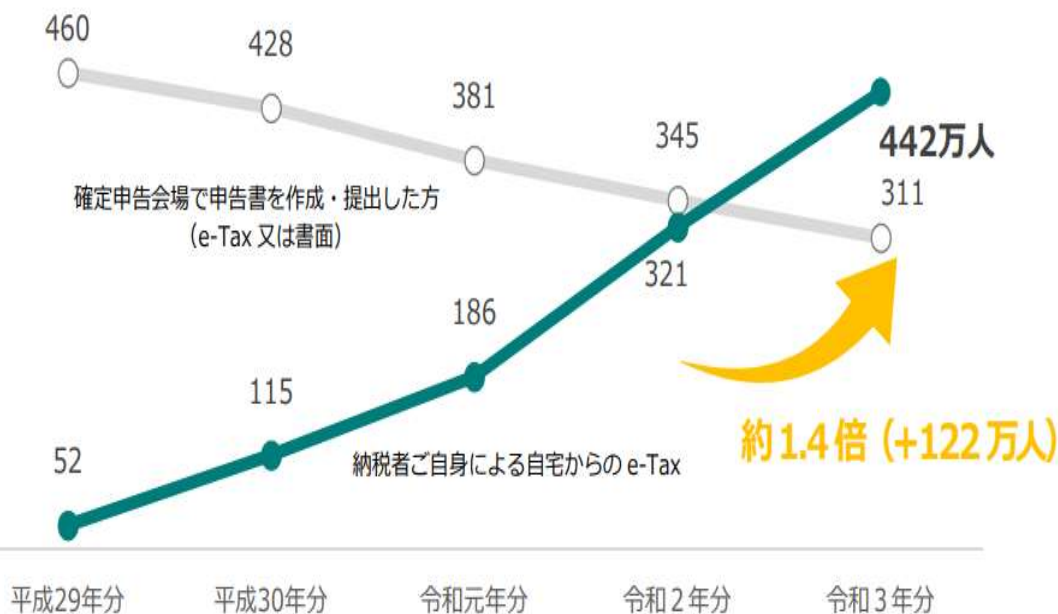
○ インフラ整備

- R 8に向けて段階的に基幹システムを刷新・業務センターを設置(R 3.4～)
- 国税専門官採用試験に理工・デジタル系の新区分を創設(R 5.4～)

確定申告は、自宅からのe-Taxがスタンダードに！

- 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税申告書等の作成、e-Taxによる送信等が可能。
- また、「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、**スマホのカメラ機能による自動入力**など、e-Taxの利便性向上に取り組んでいるところ。
- 令和3年分の確定申告は、自宅からのe-Tax件数が、確定申告会場で申告書を作成した件数を上回る。

自宅からe-Taxで申告書を提出した方の数の推移



既に**85%**以上の方が、**確定申告会場に来場せず**に確定申告

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



パソコンで申告！ スマホがICカードリーダーの代わりに！

用意するものは次の2つ



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマートフォン

ICカードリーダー不要！



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

所得税等の申告書作成・e-Taxがますます便利に！

- ▶ 令和4年分確定申告（令和5年1月以降）では、マイナンバーカードの読み取り回数が1回になるとともに、青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に。

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

現行



①e-Tax登録情報の確認
(読取1回目)



②電子署名の付与
(読取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読取3回目)



令和4年分以降

①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！パソコンの画面もリニューアル！



決算書・収支内訳書作成コーナー

① 決算志書の作成

青色申告決算書の種類選択

② 営業等所得がある方

売上(収入)金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

③ 農業所得がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

スマホ画面

不動産所得がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

雑所得(業務)がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

次へ

決算書・収支内訳書作成コーナー

青色申告決算書の種類選択

② 営業等所得がある方

売上(収入)金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

③ 農業所得がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

不動産所得がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

雑所得(業務)がある方

収入金額 合計 - 円

青色申告特別控除前の所得金額 - 円

次へ

パソコン画面

e-Taxの自己情報を閲覧できる「マイページ」の提供！

- e-Taxのアカウント画面において、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（各種届出等）を確認できるページ（マイページ）を令和5年1月に運用開始予定。
- 今後、マイページで確認できる情報の充実を目指していく。

※画面イメージは検討中の内容を含む。

還付・納税関係

還付・納税関係

還付先金融機関

所得税
銀行/大手町支店
 普通 1234567

還付金処理状況を確認する >

振替納税利用金融機関

所得税
銀行/大手町支店
 普通 1234567

変更を申請する >

消費税
銀行/大手町支店
 普通 1234567

変更を申請する >

振替納税結果を確認する >

ダイレクト納付利用金融機関

銀行/大手町支店
 普通 1234567

金融機関を追加する >

マイページ

マイページ

👤 本人情報設定

基本情報 >

メールアドレス >

その他の登録情報 >

本人確認 >

還付・納税関係 >

パスワードの変更 >

TAX 各税目に関する情報

所得税関係 >

消費税関係 >

所得税関係情報・消費税関係情報

消費税関係情報

各種届出書の提出状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額を確認できます。

簡易課税制度選択届出書 ?

提出あり 申請する >

課税事業者選択届出書 ?

提出あり 申請する >

所得税関係情報

申告の種類・予定納税額を確認できます。

申告の種類

白色
青色にする >

99,000,000円

電帳法に基づく届出書(又は承認申請書)の提出状況

提出なし

99,000,000円

予定納税額（第1期分・第2期分の合計額） ?

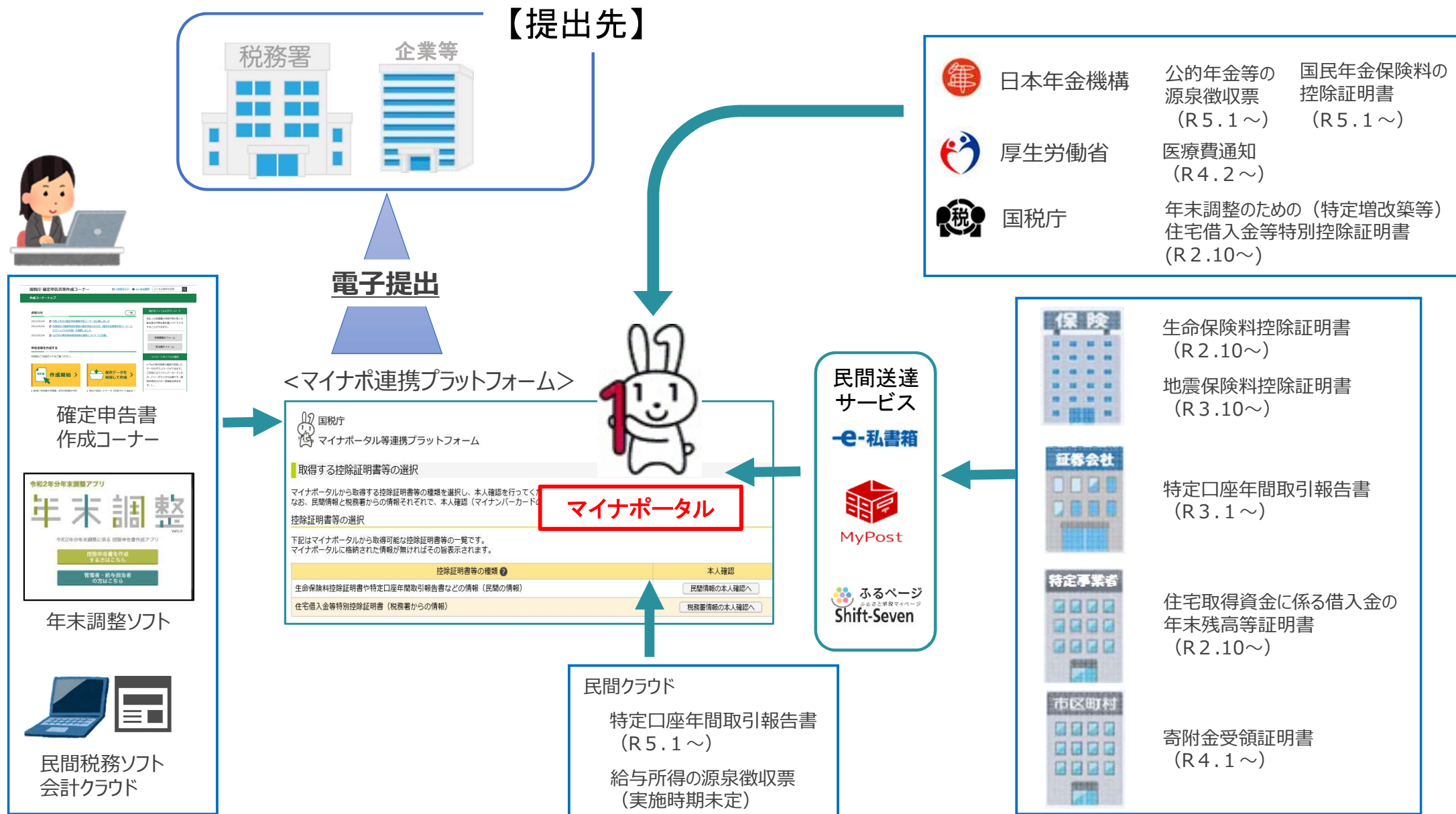
99,000,000円

※ 利用者が税務署等へ届け出ている還付や納税などの金融機関の口座をカテゴライズし、一覧で表示。

※ e-Tax利用者が確定申告を行う際に必要な所得税や消費税に関する情報を一覧表示。

マイナポータル連携の推進 【現状】

➤ これまで官民の情報連携の基盤として、政府機関や民間企業等とマイナポータル連携を推進。



マイナポータル連携が更に拡大！

➤ 令和4年分の確定申告（令和5年1月以降）では、**マイナポータル連携による申告書の自動入力対象を拡大**（※）するなど、マイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告が更に便利に使いやすく。

（※）医療費については、1年間分の情報が取得可能（令和3年分は9～12月分が取得可能）となるほか、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書が新たに連携対象データに追加。



マイナポータル連携で 確定申告書に自動入力！

証明書等のデータを一括取得し、自動入力できます。
一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

令和5年1月以降の
マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費

1年間分の情報が取得可能に！

ふるさと納税

公的年金等の
源泉徴収票

国民年金保険料

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

今後も順次拡大予定！

給与所得の源泉徴収票

iDeCo

小規模企業共済等掛金

など

マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧(10月末現在)

○ 保険料控除証明書(年末調整・確定申告)

発行主体名
生命保険会社
朝日生命保険相互会社
アフラック生命保険株式会社
イオン・アリアンソ生命保険株式会社
株式会社かんぽ生命保険
住友生命保険相互会社
ソニー生命保険株式会社
SOMPOひまわり生命保険株式会社(令和5年1月中旬連携)
第一生命保険株式会社
大同生命保険株式会社
太陽生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
日本生命保険相互会社
ジブラルタ生命保険株式会社
富国生命保険相互会社
フコクしんらい生命保険株式会社
ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
ブルデンシャル生命保険株式会社
三井住友海上あいおい生命保険株式会社
明治安田生命保険相互会社
損害保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
AIG損害保険株式会社
SBI損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社
セコム損害保険株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
ソニー損害保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
共済
JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)
都道府県民共済グループ(全国生活協同組合連合会)
こくみん共済coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)
CO・OP共済(日本コープ共済生活協同組合連合会)

○ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(年末調整・確定申告)

発行主体名
銀行等
住宅金融支援機構

※ 発行主体一覧は国税庁ホームページで随時更新しています。

○ 特定口座年間取引報告書(確定申告)

発行主体名(証券会社)
アイザワ証券株式会社
あかつき証券株式会社
安藤証券株式会社(令和4年12月下旬連携)
池田泉州TT証券株式会社
いちよし証券株式会社
岩井コスモ証券株式会社
auカブコム証券株式会社
株式会社SBI証券
株式会社SBIネオモバイル証券
岡三証券株式会社(令和5年1月上旬連携)
岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー
岡地証券株式会社
京銀証券株式会社
きらぼしライフデザイン証券株式会社
四国アライアンス証券株式会社
静銀ティーエム証券株式会社
十六TT証券株式会社
第四北越証券株式会社(令和4年12月下旬連携)
ちばぎん証券株式会社
中銀証券株式会社
東海東京証券株式会社
東洋証券株式会社
とちぎんTT証券株式会社
西日本シティTT証券株式会社
野村證券株式会社
八十二証券株式会社
浜銀TT証券株式会社
播陽証券株式会社
百五証券株式会社
ひろぎん証券株式会社
ほくほくTT証券株式会社
丸三証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
水戸証券株式会社
めぶき証券株式会社
山和証券株式会社
LINE証券株式会社(令和4年12月下旬連携)
ワイエム証券株式会社

○ 寄附金控除に関する証明書(確定申告)

ポータルサイト名(発行会社)
さとふる(株式会社さとふる)
ふるなび(株式会社アイモバイル)
楽天ふるさと納税(楽天グループ株式会社)
ふるさとチョイス(株式会社トラストバンク)
ANAのふるさと納税(全日本空輸株式会社)(令和5年2月上旬連携)

あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】

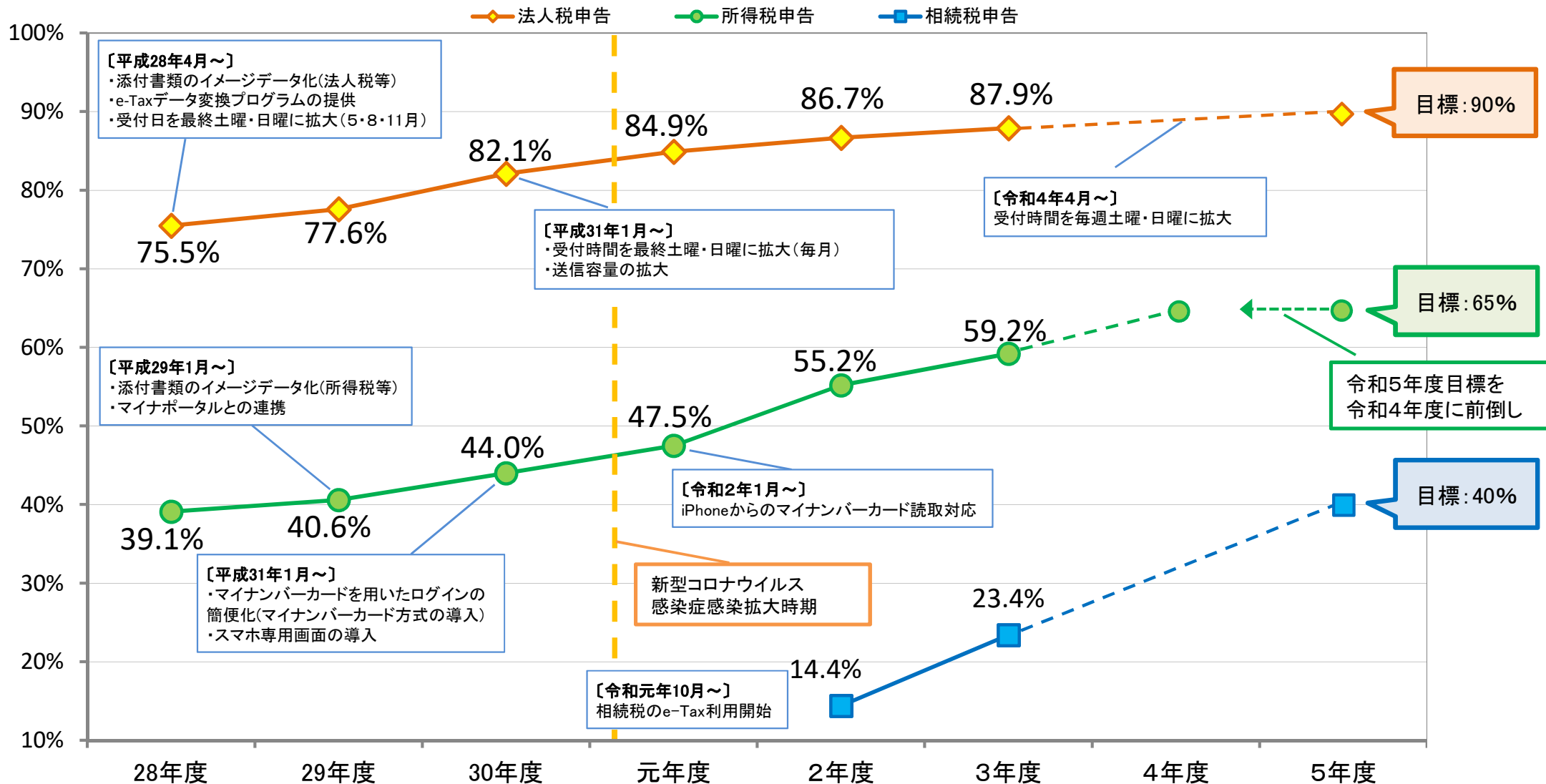
○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	実施時期未定（注）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注） 確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供（令和4年1月リリース）。

e-Taxの利用状況

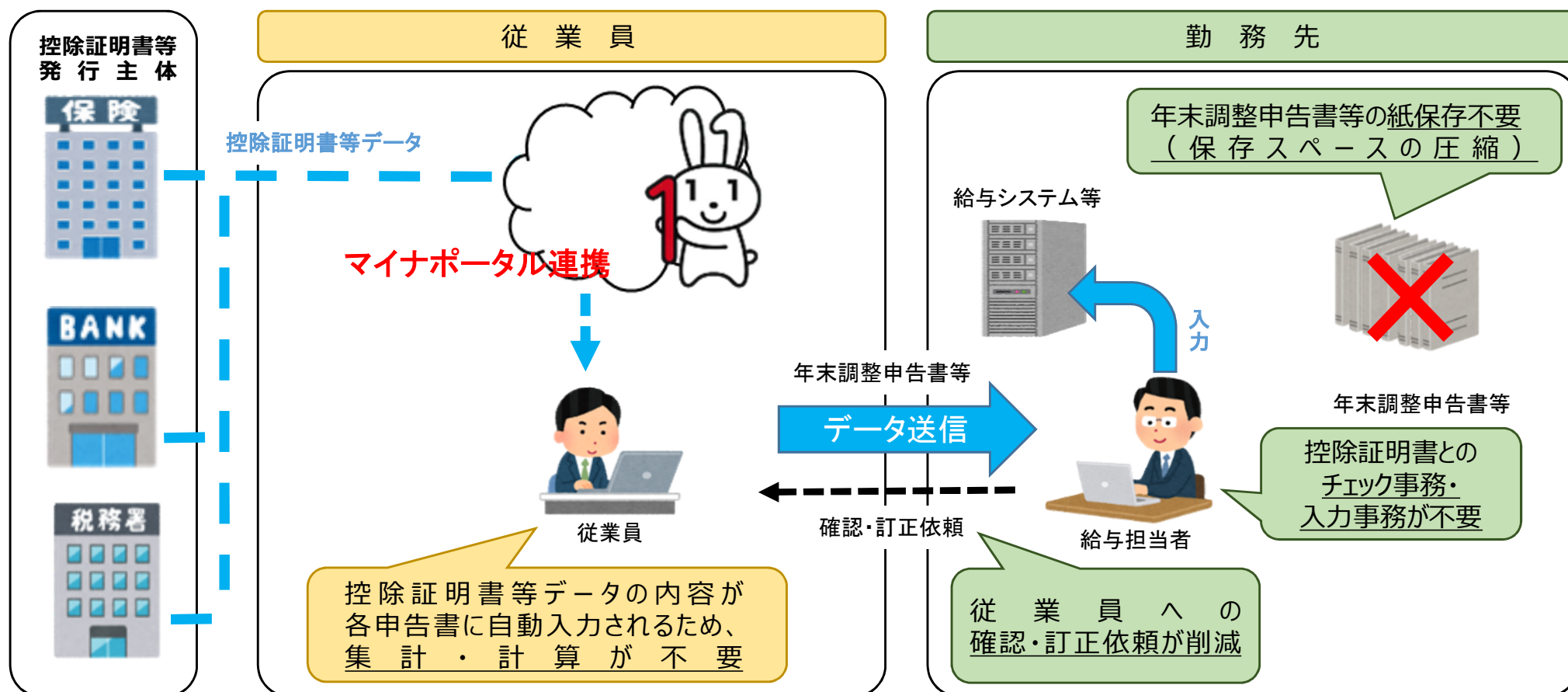
- 政府全体のデジタル社会の実現に向けて、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進。
- 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



※ 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

年末調整はデータを活用してペーパーレスに！

- 企業・従業員双方の事務コストを軽減するため、年末調整手続の電子化を推進。
- 電子化により、従業員は保険料等の控除額の計算が、企業は各控除額の確認やシステム入力が不要。
- 従業員は、控除に関するデータをマイナポータルから一括でダウンロード・活用することが可能。

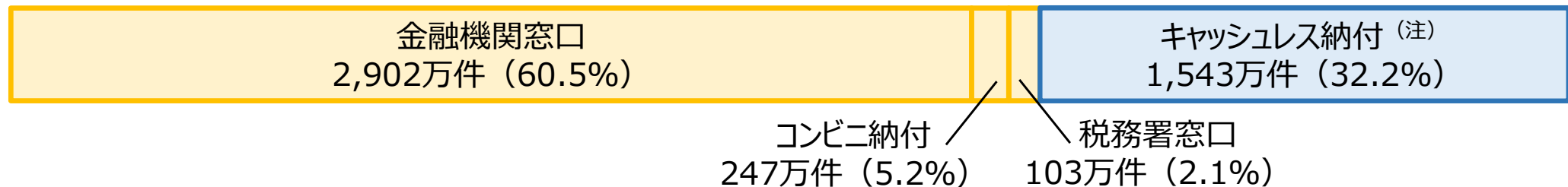


※年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアが必要。

納税はキャッシュレス納付で！

- 納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体の事務コストの縮減を図る観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる（目標：令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割）。

国税の納付件数（手段別内訳：令和3年度実績）



（注）「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、
① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、② 振替納税、
③ インターネットバンキング等の電子納税、④ クレジットカード納付を指します。

【ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）】

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落しにより納付する方法。
e-Taxで申告する、特に、毎月の源泉所得税など頻繁に納付手続を行う法人が主な対象。



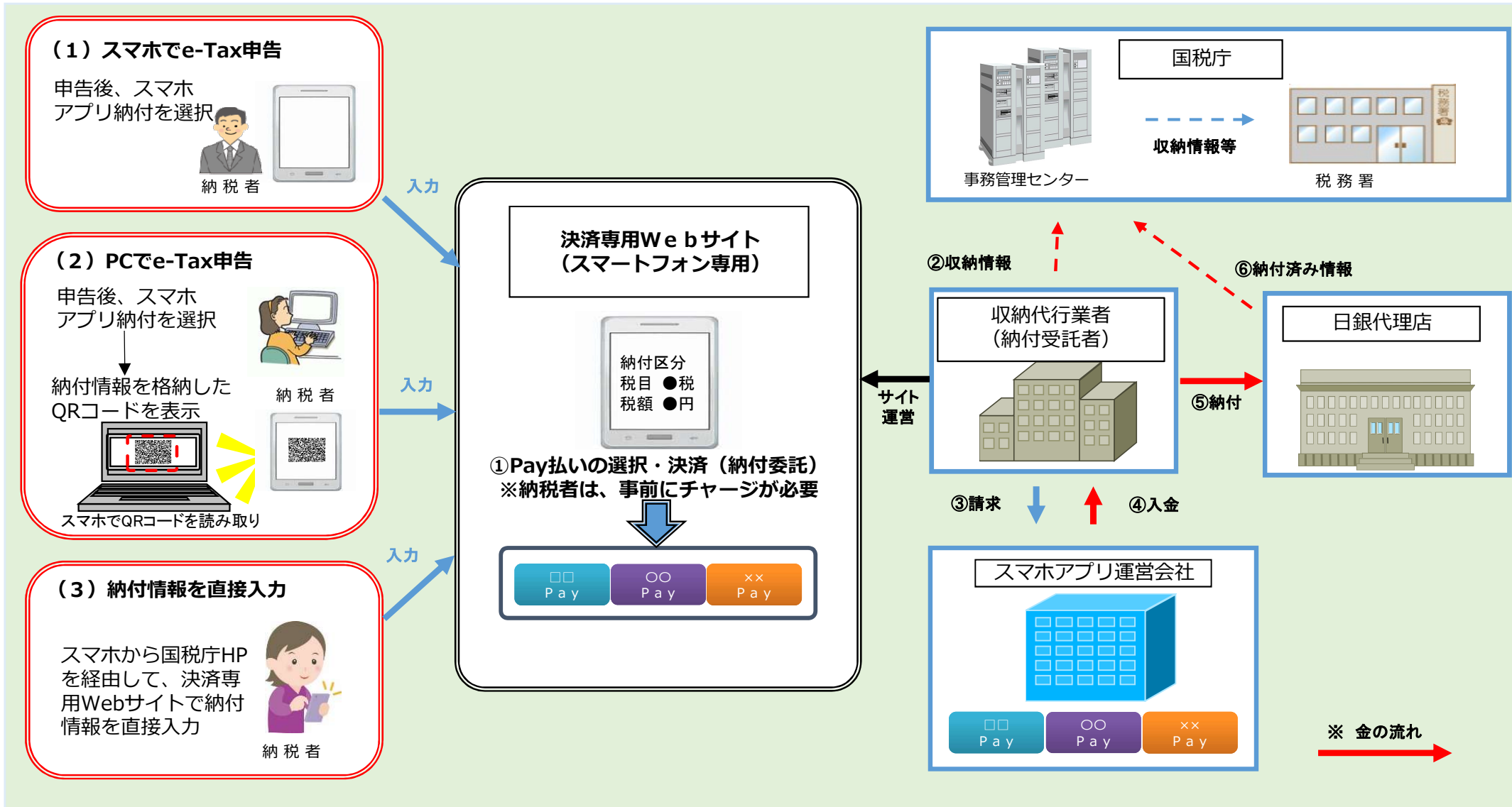
【振替納税】

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法。
申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人が対象。

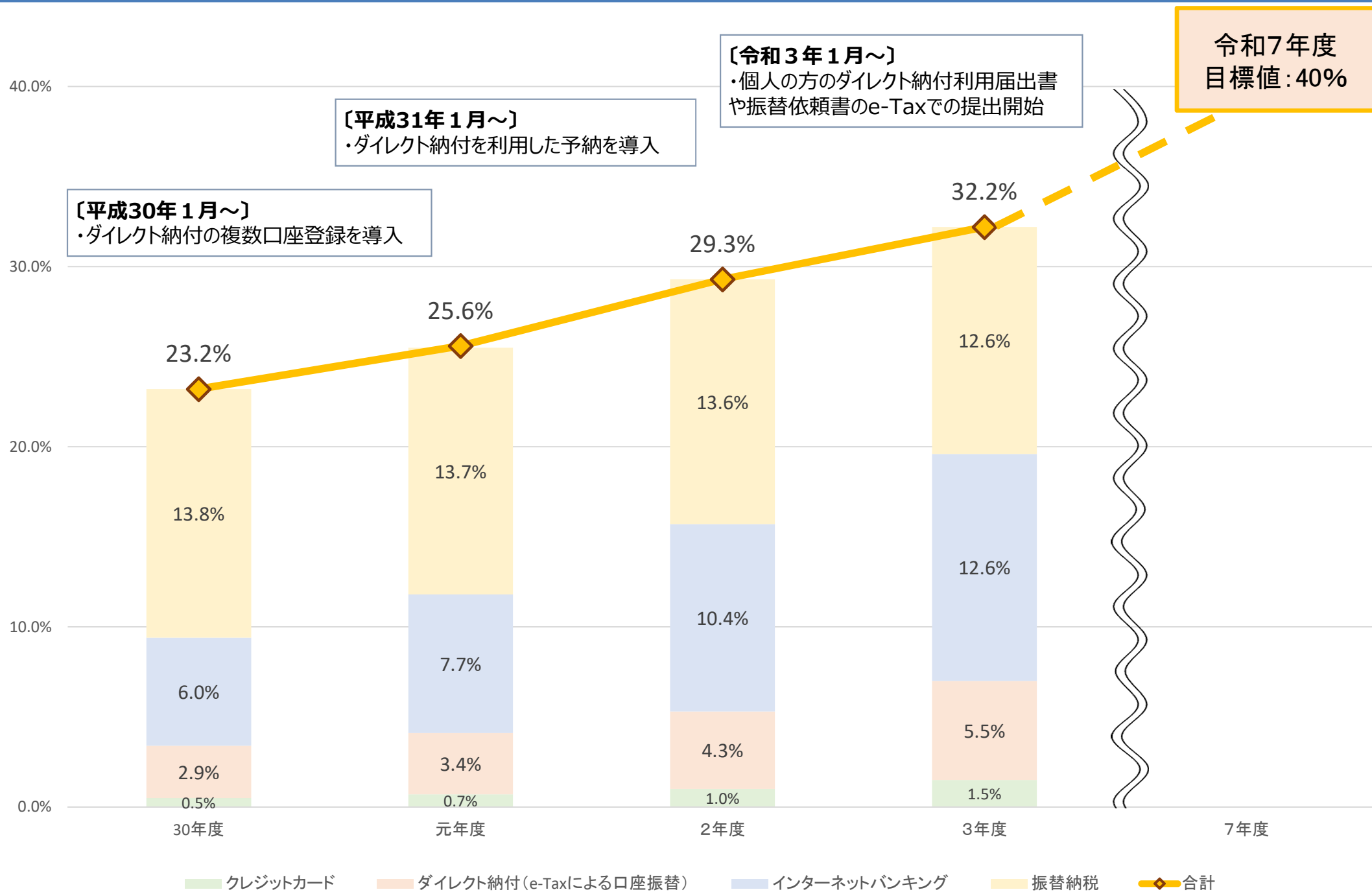


スマホアプリを使用した納付をスタート！

- 国税の納付手段の多様化を図るとともに、納付手続における非対面化・キャッシュレス化を促進する観点から、**スマートフォンを使用した決済サービス（〇〇Pay等）を使用する納付方法（スマホアプリ納付）**を令和4年12月1日より導入予定。



キャッシュレス納付率の推移



電子納税証明書(PDF)はスマホで請求！スマホで受取！

- 納税者の利便性向上のため、令和5年度末までに納税証明書のオンライン利用率を20%とすることを目標として設定し、利用勧奨等に取り組む。
- 令和4年9月から、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末で、電子納税証明書（PDFファイル）の請求から受取までできるようになった。

○ 請求から受取までの流れ

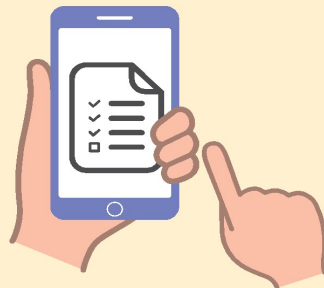
① 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
「納税証明書の交付請求(電子交付用)」
を選択



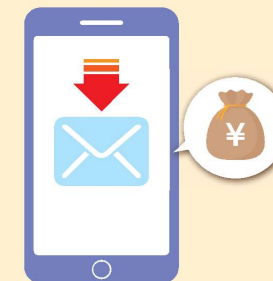
② 電子申請

納税証明書の請求データを作成
マイナンバーカードを読み込んで
電子署名を付与



③ 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が
格納されます。インターネットバンキング
で手数料納付後、納税証明書データ
をダウンロードできるようになります



○ 電子納税証明書のメリット

✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます！

✔ **メリット02** **手数料がオトク!**（1税目1年度あたり370円）

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます！

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。

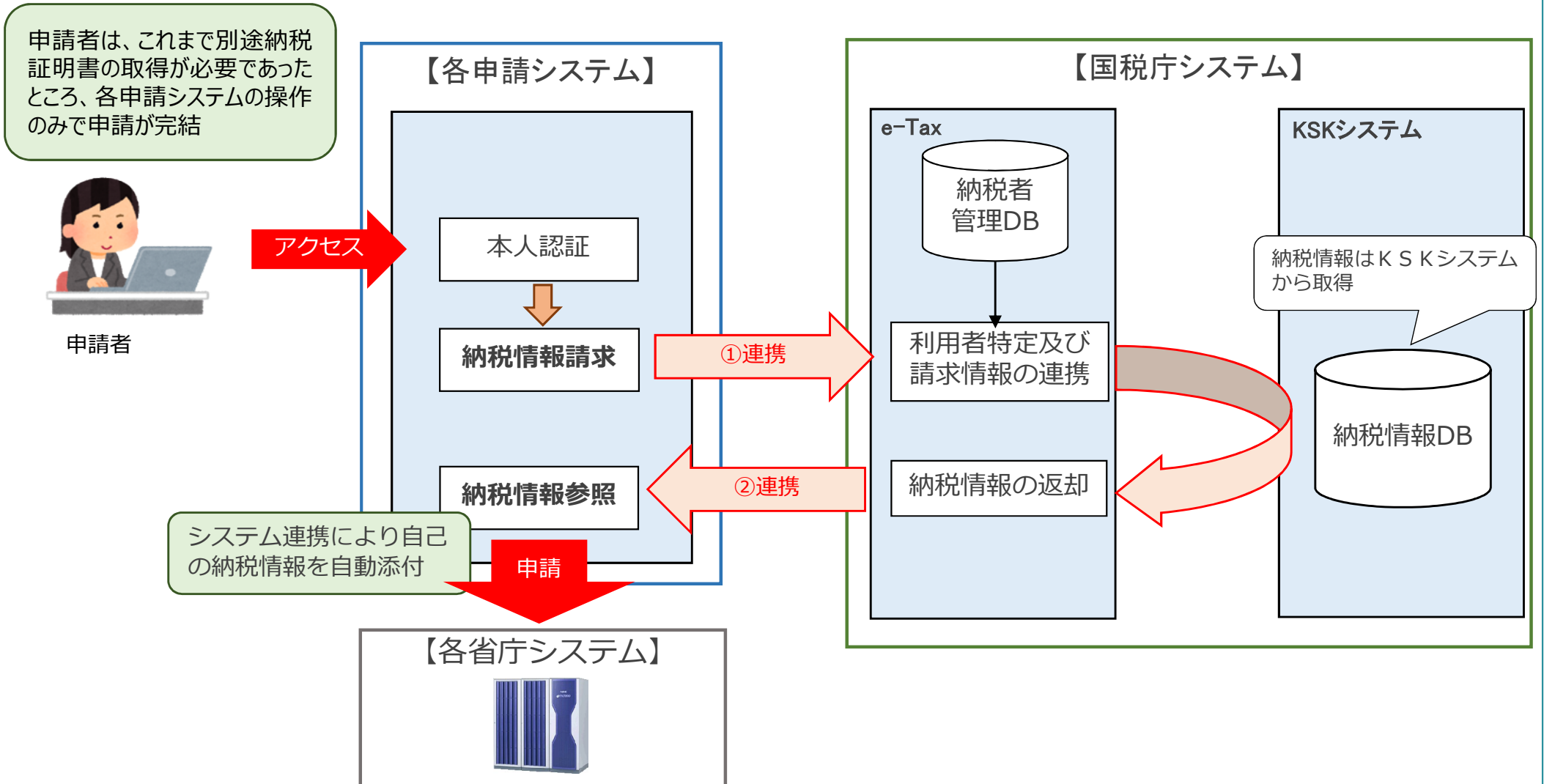
✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます！



申請者が納税情報を自動で添付できる仕組みを運用開始！

- 申請者が自己の納税情報を各省庁への申請時に自動で添付できる仕組みを、令和5年1月に運用開始予定。この仕組みにより、これまで税務署で納税証明書入手し申請時に添付していた手続では、納税証明書の添付が不要に。

※ 各省庁のシステムが国税庁とのシステム連携に対応する必要



タックスアンサーをリニューアル！

- 国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」による情報提供を実施。
- 必要な情報を探ることができるよう、新たに検索機能等を追加し、令和4年1月から運用を開始。

○ 自分に合った条件から探す

～4つの質問に答えることで、必要な情報を検索可能～

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

個人向け

個人事業主向け

企業向け

Q2 何に関する情報を知りたいですか

申告・納税・年末調整

給与・退職・年金など

医療・介護・保険・障害

土地・建物

金融資産

相続・贈与

Q3 どのような状況について知りたいですか

妊娠、出産をした

医療費を支払った

介護をしている

Q4 税目等について選んでください

所得税

Answer 以下の情報が見つかりました。

• [1100: 所得控除のあらまし](#)

[会社員](#) [年金受給者](#) [自営業者](#) [不動産貸付業者](#)

• [1120: 医療費を支払ったとき（医療費控除）](#)

[会社員](#) [年金受給者](#) [自営業者](#) [不動産貸付業者](#)

• [1122: 医療費控除の対象となる医療費](#)

[会社員](#) [年金受給者](#) [自営業者](#) [不動産貸付業者](#)

• [1126: 医療費控除の対象となる入院費用の具体例](#)

[会社員](#) [年金受給者](#) [自営業者](#) [不動産貸付業者](#)

○ ライフイベント等に応じた条件から探す



分野から探す

次の分野について調べる場合には、こちらから情報を探ることができます。



確定申告



病気・入院
(医療費控除等)



土地・建物
(住宅ローン控除等)



寄附
(ふるさと納税等)



貯蓄・投資



退職・年金

○ よく見られている項目をトップページに表示

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [タックスアンサー](#)

タックスアンサー（よくある税の質問）

タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を調べる

ピックアップ情報（お知らせ）

[お知らせ](#) タックスアンサー（よくある税の質問）のページ改修を行いました。

[ピックアップ](#) 令和3年分 確定申告特集はこちらをご覧ください

よく見られているページ

- 1 医療費を支払ったとき（医療費控除）
- 2 認定住宅の新築等をした場合（住宅借入金等特別控除）
- 3 所得税の税率
- 4 給与所得控除
- 5 医療費控除の対象となる医療費
- 6 公的年金等の課税関係

チャットボットによる相談を順次拡大！

- 土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しているところ。
- これまでに運用している「所得税の確定申告」、「年末調整」に加えて、令和4年5月からインボイス制度、令和5年1月からは消費税の申告についても、チャットボットによる相談を開始。

※ チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービス。

○ チャットボットの流れ

① 相談内容を選択

② 相談画面

③ 相談結果

○ チャットボットへの質問件数

	令和2年	令和3年	令和4年
確定申告	40万件	434万件	595万件
年末調整	25万件	49万件	—

(注) 「令和4年」は、5月31日現在の件数を示す。
令和4年の年末調整は、10月6日から相談開始。

24時間、いつでも
チャットボットに
よる相談を受け付
けています。



税務職員ふたば

AI・データ分析の活用

- 申告内容や調査事績、資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報など、膨大な情報リソースについて、あらゆる分析方法を用いて、有機的なつながりやデータ間の関連性を把握することにより、申告漏れ等のリスクの高い対象を抽出。

基礎情報

- 納税者本人から提出される申告・決算情報のほか、調査事績や資料情報、政府機関や外国政府から入手する情報など

データのマッチング

- 納税者ごとの基礎情報から、キーとなる項目を組合せ、分析の基となるデータを作成

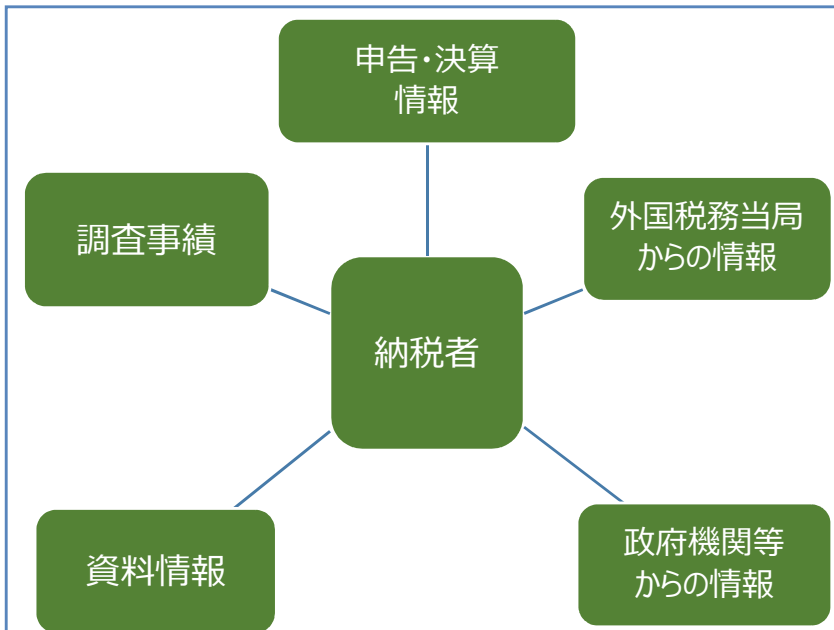
リスクの分析

- 各種データを多角的に分析し、申告漏れ等のリスクの高い対象を抽出。
➤ 例えば、BAツール等を用いた統計分析やネットワーク分析を行い、リスク判定や高リスク取引を表示

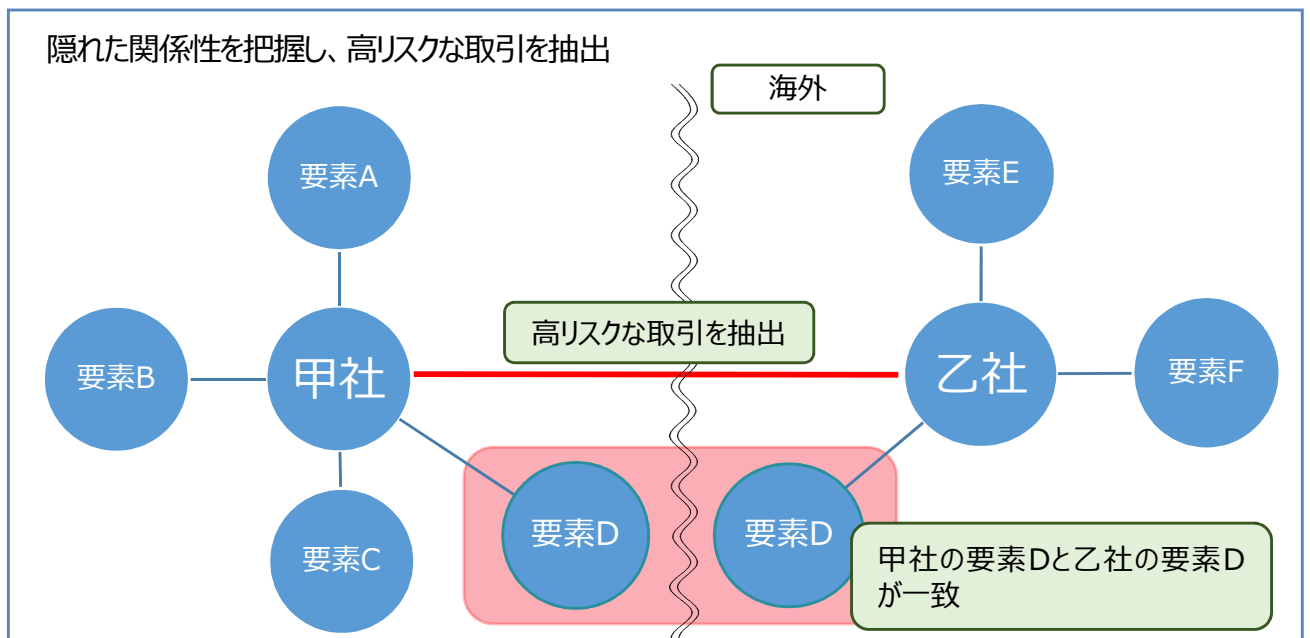
分析結果の活用

- リスクの高低に応じた、適切な接触方法（実地調査・行政指導等）を検討し、調査事務の効率化・高度化を図る

(納税者ごとに各種情報を組合せ)



(リスクの分析)～ネットワーク分析のイメージ例～



e-Taxによる調査関係書類の提出が可能に！

- 令和4年1月から、税務調査や滞納整理で提出を求められた資料（帳簿書類や請求書、納品書などの写し）を提出する場合、書面による提出に代えて、e-Taxによる提出が可能に！

利用イメージ

〈調査・滞納整理時〉

〇〇取引に関する請求書と納品書の写しの提出をお願いします。

e-Taxでスムーズに提出

e-Taxで提出

調査担当者

納税者

調査関係書類の
イメージデータ

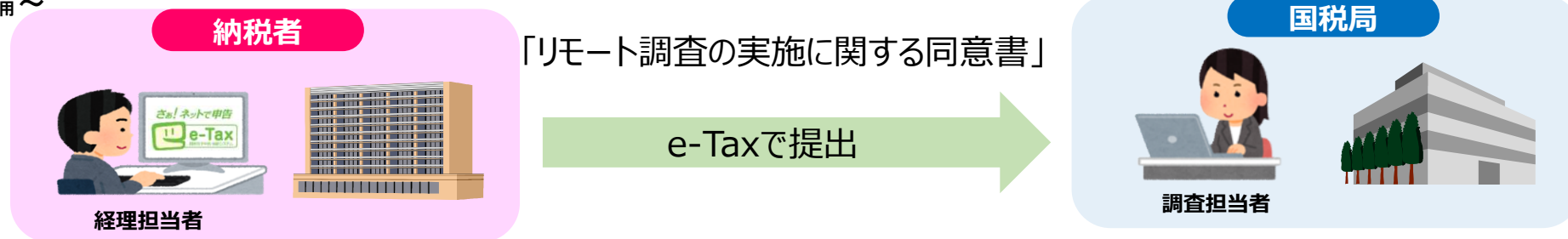


リモート調査の試行

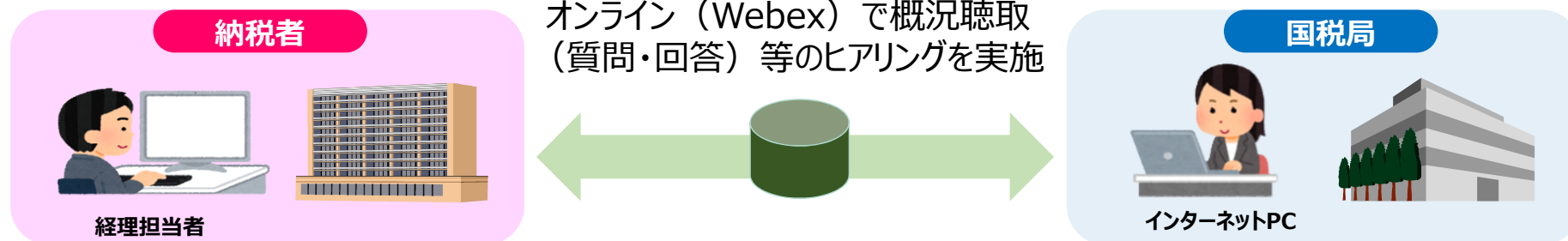
- 納税者の理解を得ることを前提として、一部の大規模法人を対象に、国税庁の機器・通信環境を利用したリモート調査を令和4年10月から試行的に実施。
- 専用のリモート調査用メールアドレスを使用し、オンラインストレージサービスを利用して帳簿データ等の受け渡しを実施。

リモート調査の例

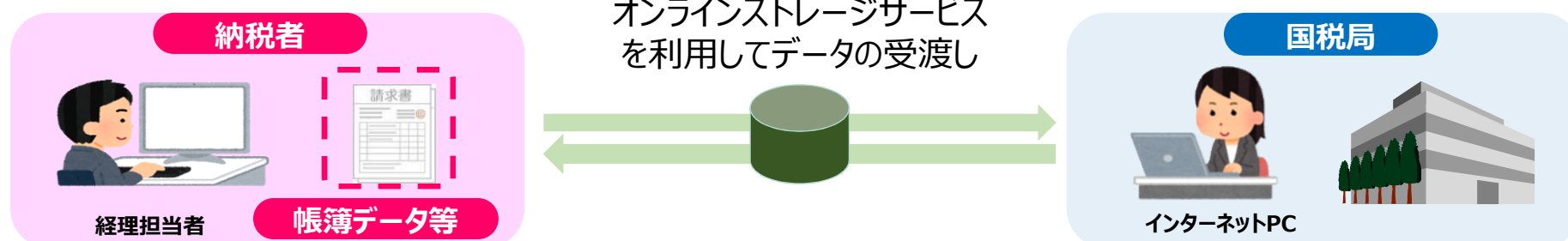
～事前準備～



～面談～



～データの受け渡し～



理工・デジタル系の新試験区分を創設

- 国税庁では、経済社会のICT化が進む中、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおり、この取組をより一層推進するため、令和5年度から国税専門官採用試験に新試験区分（理工・デジタル系）を創設。

○ 募集広報

2023(令和5)年度から
理工・デジタル系の方向けの、

国税専門官採用試験(B区分)

が始まります！

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおり、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

理工・デジタル系の方向けの新たな試験区分では、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

税のスペシャリスト

国税専門官

**令和5年度
新試験区分
(理工・デジタル系)**

開始!

専門試験科目に
基礎数学、物理、化学等を設定
詳細は、国税庁HPを確認!!

数学
ゴールデン

© 税務行政 / 白泉社

国税専門官 理工・デジタル

検索

QRコード

今後の方向性・課題

- 税務行政のDXにおいて目指す「納税者利便の向上」（利便性向上によるオンライン手続きの促進）は、単に納税者利便の向上（簡単便利）という効果にとどまらず、単純誤りの防止、官民のコスト削減、企業生産性の向上、行政効率化といった効果も期待される
- さらに、税務行政のDXを進めることによって、民間の経理事務等のDXを通じ、経済社会全体のDXに資する効果も期待できる。
- 国税庁としては、こうしたDX推進の意義を踏まえ、以下のような点に留意しつつ、今後、それぞれの取組みを強化していく。

税務行政DX推進 ⇒ 経済社会全体のDXにも貢献

新たな価値の創出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会 ➤ 課税・徴収の効率化・高度化し、組織としてのパフォーマンスを最大化
業務改革（BPR）	納税者の目線に立った業務の見直し 自動入力の拡大、納税者サービスの再整理（オンライン手続、相談、窓口サービス）
ルール	デジタルに沿った手続の見直し（簡素・合理化）
利活用環境	電子申告の利用拡大、情報申告の電子的提出の推進、データ分析環境の整備
連携基盤	情報連携の推進（省庁間、国・地方、官民）
データ	データ・様式の共通化・標準化
インフラ	マイナンバーカード普及拡大、国税情報システムの高度化

【留意すべき事項】

- 個人情報の保護、情報セキュリティの確保
- デジタルデバイドへの配慮
- ワイズ・スペンディング

※ 「包括的データ戦略」（令和3年6月18日閣議決定）に掲げるデータ戦略のアーキテクチャを基に整理

税務行政の現状と課題

- 1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

インボイス制度の円滑な開始に向けて

○ インボイス制度(適格請求書等保存方式)の概要

- 令和5年10月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始。
- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス(適格請求書)を保存する必要。
- 売手は、インボイスを交付するため、原則として、令和5年3月までに、インボイス発行事業者の登録申請を行う必要。



- なお、インボイス制度を契機として、各企業のバックオフィス業務をデジタル化・効率化し、デジタル社会を実現するため、政府として、インボイスのデジタル化(標準化された電子インボイス)の普及・定着を推進。

○ 国税庁の周知広報等の取組について

- インボイス制度への対応に当たり、取引先への登録番号の通知や、請求書のフォーマットの見直しなどの準備が必要となるため、国税庁としては、準備の第一歩として、早期の登録申請を案内。現在、インボイス発行事業者の登録件数は、令和4年10月末現在で1,434千件。
- 国税庁では、HP特設サイト等による周知広報やコールセンターや24時間対応のチャットボットによる問合せへの対応のほか、全国各地の税務署やオンラインでの説明会を実施。

インボイス制度特設サイト



更なる周知・広報を実施①

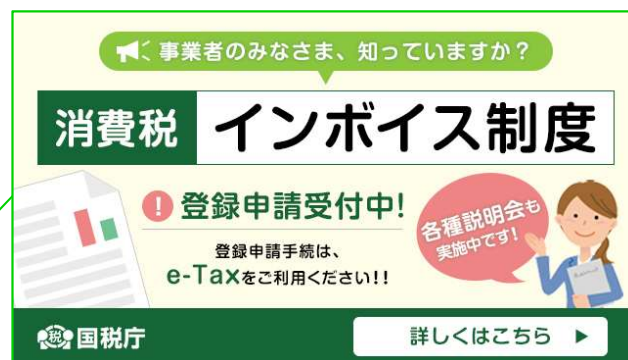
- インボイス制度の周知・広報を加速化させるため、インターネット・新聞等への掲載（140程度の媒体へ掲載）をはじめ、継続的に説明会（1万9千回程度実施）を開催するなど、各種取組を実施。

○ 周知・広報の具体例

～ディスプレイ広告～



バナーを時期に応じて掲載



～検索広告～

公式【国税庁から特集】 | インボイス制度の概要 | わかりやすい動画も好評
nta.go.jp/消費税/仕入税額控除
 【登録申請受付中】令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。国税庁ホームページにて、インボイス制度に関する最新情報を随時掲載しています。

【国税庁からのお知らせ】 | 経理部門のみなさまへ | インボイス制度の疑問を解決
nta.go.jp/消費税/仕入税額控除
 インボイス制度開始に向けて登録申請が始まっています。適格請求書（インボイス）を発行するには、適格請求書発行事業者への登録が必要です。

知っていますか？インボイス制度 | 【国税庁からのお知らせ】 | インボイス制度の疑問を解決
nta.go.jp/消費税/仕入税額控除
 適格請求書発行事業者の登録が必要な人はどんな人？ 国税庁ホームページにて、インボイス制度に関する最新情報を随時掲載しています。

○ その他の周知・広報

～事業者へのプッシュ型個別周知～

- 全事業者向けに申告案内と併せてリーフレット等を送付
- 個人の課税事業者にDMを送付し、早期登録を勧奨
- 税理士への個別勧奨を実施

～インボイス制度特設サイト～

- インボイス制度特設サイトに以下の情報を掲載
 - ・ 各種パンフレット・リーフレット、Q & A
 - ・ 制度を解説したYouTubeなどの動画
 - ・ 登録申請手続の案内など

更なる周知・広報を実施②

➤ インボイス制度に関するリーフレットを100万部作成し、税務署の窓口や各種説明会において配付。

消費税

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

事業者の方へ

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、**インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。**
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の**任意**です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、**お早目のご準備**をおすすめします。
- 登録を受けると「**国税庁適格請求書発行事業者公表サイト**」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

❖ 「インボイス」とは

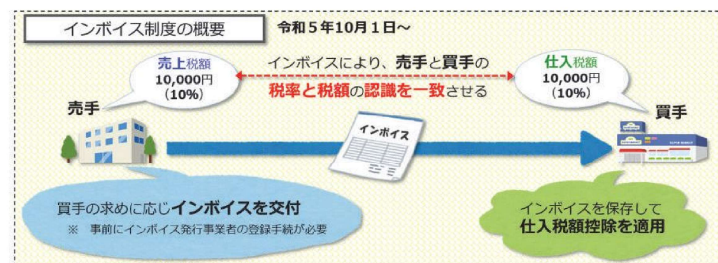
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

❖ 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



❖ インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中！

インボイス制度
特設サイト



❖ 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問
にお答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120-205-553 (無料)**
9:00～17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

デジタルインボイスの普及・定着に向けた取組

- ▶ グローバルな標準仕様であるPeppol^(注)に対応したデジタルインボイスの活用によって、売主・買主間の請求書等のやり取りがデータ化されることで、仕訳入力や仕入税額控除の計算等が自動化され、作業負担が大幅に削減可能。
- ▶ これにより、正確性・真正性の向上、帳簿書類の電子的保存による管理・検索の容易化等のほか、海外取引への対応にも寄与。
- ▶ 更には、バックオフィス業務全体の効率化につながり、企業の更なる成長も期待できる。
- ▶ デジタルインボイスに対応するためのハード・ソフト等の導入費用等については、IT導入補助金により支援。
- ▶ 国税庁においても、デジタル庁、中企庁等と連携して、デジタルインボイスを含めたインボイス制度の普及・定着を推進。

(注)「Peppol」(Pan European Public Procurement Online)：電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」・「運用ルール」・「ネットワーク」のグローバルな標準仕様

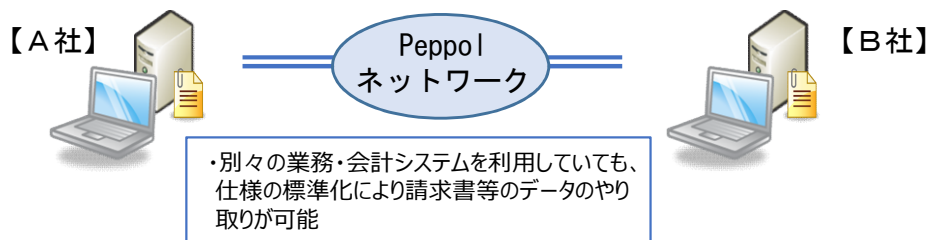
(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)

請求については、(国際的な標準仕様に対応し)標準化された電子インボイス(デジタルインボイス)の普及・定着によりバックオフィス業務の効率化を実現するとともに、請求も含めた取引全体のデジタル化による新たな価値の創造や更なる成長につなげていけるよう、関係する事業者団体とともに、引き続き、必要な対応を行う。また、令和5年10月の消費税のインボイス制度への移行を見据え、対応するソフトウェアや新たなサービス・商品等の開発を促し、関係省庁と連携の上、中小企業のデジタル化支援の一環として、その普及支援策を講じる。

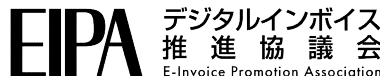
○ 電子インボイスの標準化

▶ デジタル庁が、デジタルインボイス推進協議会 (EIPA^(注)) と連携し、日本の電子インボイスの標準仕様「JP PINT」を公表

▶ 会計・業務システムベンダーが具体的なサービス・プロダクトを開発中



(注) EIPA：標準化され、構造化された電子インボイスを前提に最適化された業務プロセスの構築を目指すべく、令和2年に会計・業務システムベンダーが中心となり設立 (正会員189社)。



○ IT導入補助金(中小企業庁)

▶ 生産性の向上やインボイス制度への対応を見据えた企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、会計ソフト・受発注システム等のITツールやPC・レジ等のハードウェアを導入する中小企業・小規模事業者等に対し「デジタル化基盤導入枠」を設けて、「通常枠^(注)」よりも補助率を引き上げて優先的に支援

申請 類型	補助項目	補助額		補助率	補助対象経費
基 盤 導 入 類 型	ITツール ・ソフトウェア ・オプション ・役務	5万円～ 350万円	内、5万円～50万円	3/4 以内	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料(最大2年分) ・導入関連費 ・ハードウェア購入費
			内、50万円～350万円	2/3 以内	
	PC、タブレット等	～10万円	1/2 以内		
	レジ・券売機等	～20万円	1/2 以内		

(注) 通常枠の補助金

申請類型	補助額	補助率	補助対象経費
通 常 枠	A類	1/2 以内	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料(1年分) ・導入関連費
	B類		

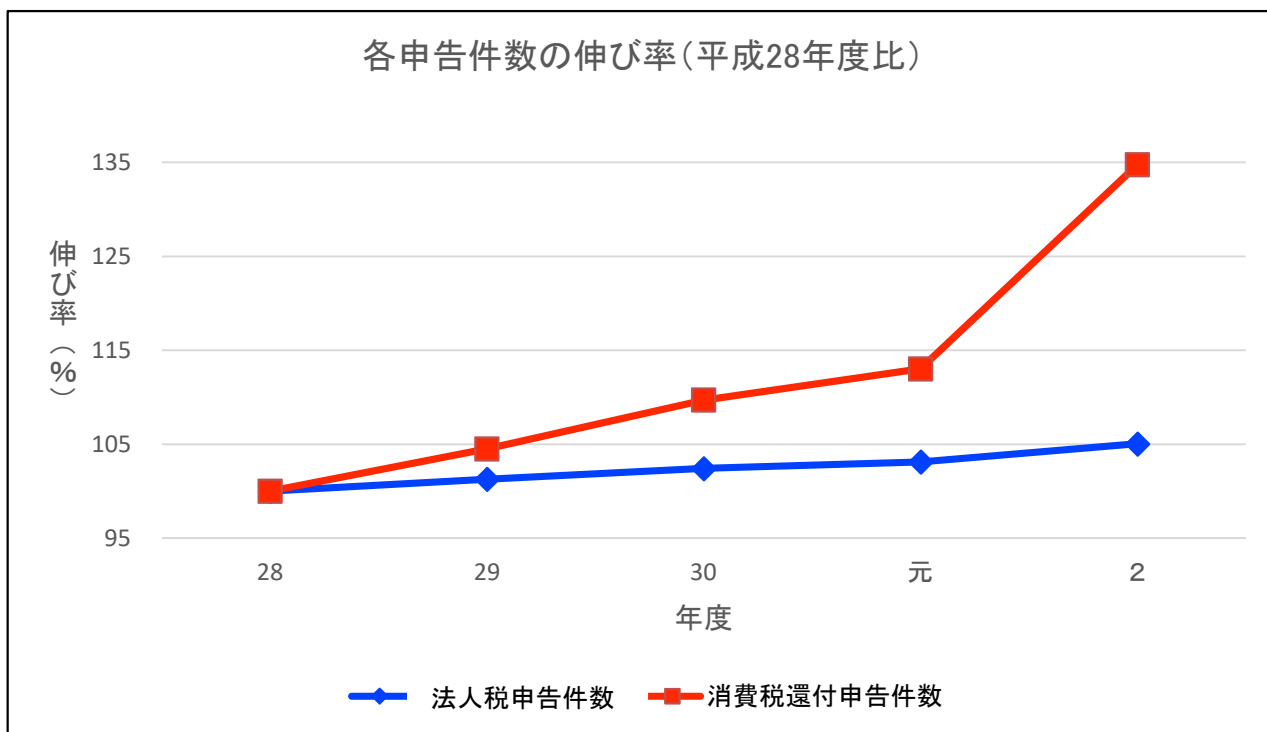
税務行政の現状と課題

- 1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 重点課題への取組**
- 4 酒類業の振興

消費税不正還付事案への対応

- 消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めている。
- 特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めている。
- 近年、消費税不正還付法人に対する消費税の実地調査における不正還付額は、34億円と増加。
- 消費税不正還付への対応として、平成30事務年度以降、統括国税実査官や消費税専門官など、専門に担当する部署等を設置し、積極的な調査を実施。

○ 法人税申告件数及び法人消費税還付申告件数の伸び率



○ 調査事績

～消費税還付申告法人に対する消費税調査の状況～

	令和元年	令和2年	対前年比
実調査件数	5,838件	3,066件	52.5%
不正計算把握件数	707件	510件	72.1%
不正計算に係る追徴税額	25億円	34億円	137.1%
不正1件当たりの追徴税額	3,512千円	6,676千円	190.1%

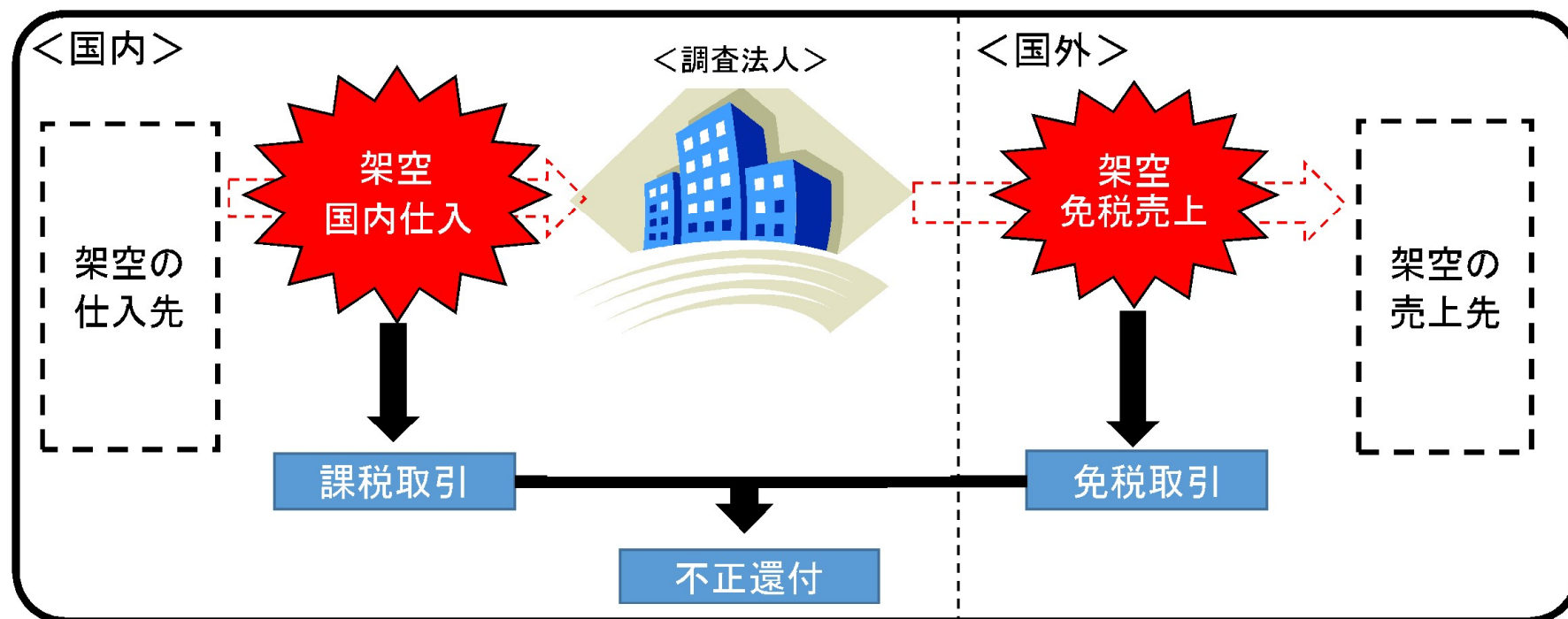
消費税不正還付事案の主な事例

○ 主な不正の手口

～架空の国内仕入れ（課税取引）及び架空の輸出売上げ（免税取引）を計上～

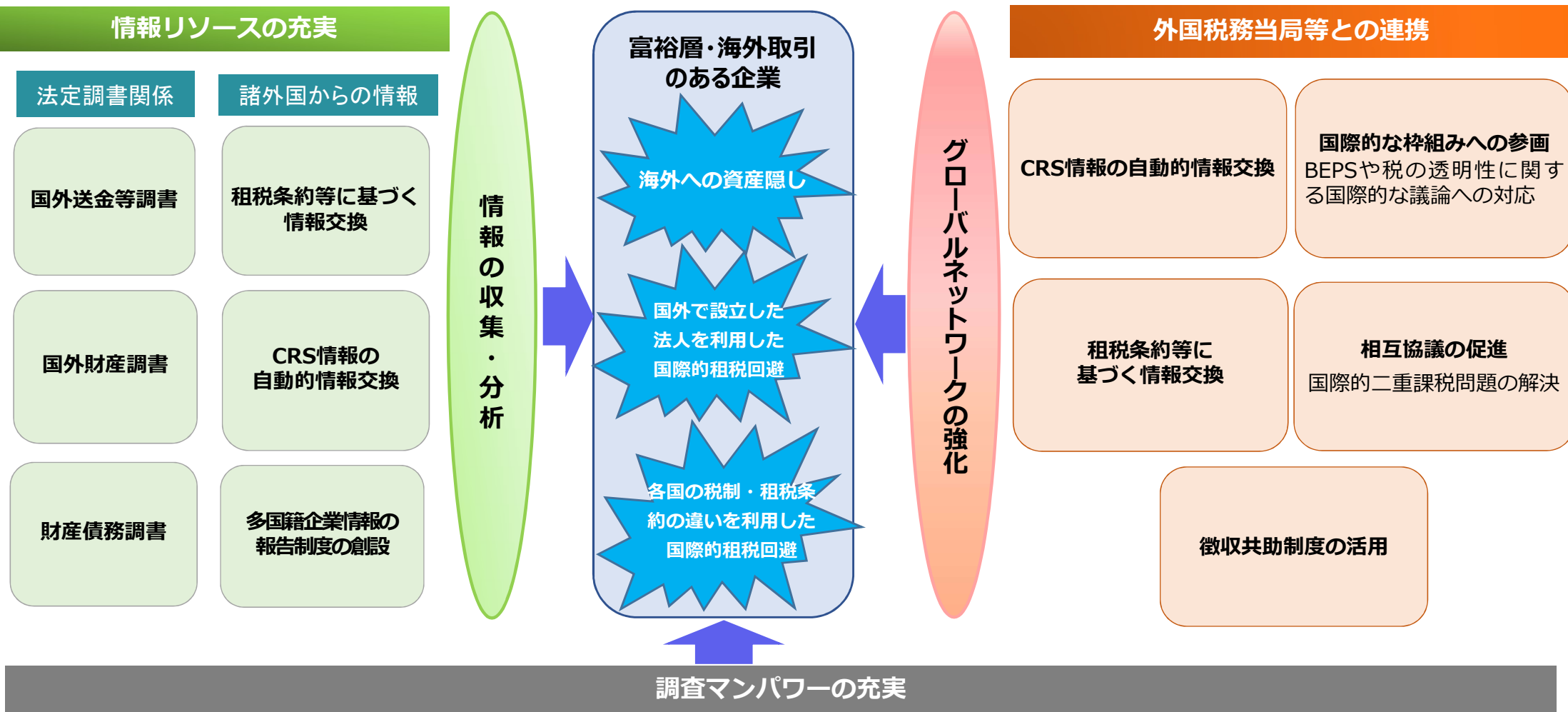
- 調査法人は、取引実態がないにもかかわらず、国内での仕入れを装い架空仕入れ（課税仕入れ）を計上するとともに、国外への販売を装い架空免税売上げ（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金を記載した消費税の確定申告書を提出し、不正に消費税の還付を受けようとしていた。

（注）事業者が国内で商品を仕入れる際には、消費税が課されるが（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）する際には、消費税が免除（免税取引）される。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除してマイナスとなった場合は、消費税の申告を行うことで仕入れに係る消費税の還付を受けることができる。



国際的な租税回避への対応

- ▶ 近年、経済社会がますます国際化している中で、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展、CRS（Common Reporting Standard）に基づく非居住者金融口座情報（CRS情報）の自動的情報交換などにより、国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている。
- ⇒ 国際的な租税回避に対する各取組を推進し、課税上問題があると見込まれる場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく。



- ▶ 国際課税の司令塔として、国税庁に国際課税企画官を設置するとともに、国税局・税務署に富裕層や国際的な租税回避事案への対応を専門に担当する部署等を設置し、国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査を実施

国際的な租税回避への対応

情報リソースの状況

国外送金等調書

- ▶ 国外への送金及び国外から受領した送金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載。

平成30事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度
約692万枚	約655万枚	約659万枚

租税条約等に基づく情報交換

- ▶ 二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手。
- ▶ 令和4年10月現在、84の租税条約等（150か国・地域対象）に基づき、外国税務当局と情報交換を実施。

財産債務調書

- ▶ その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産（預金・不動産等）や合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産債務の種類や価額などを記載。

平成30年分	令和元年分	令和2年分
72,633件	72,248件	72,215件

国外財産調書

- ▶ その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方がその財産の種類や価額などを記載。

平成30年分	令和元年分	令和2年分
9,961件	10,652件	11,331件

CRS情報の自動的情報交換

- ▶ OECDにおいて、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を税務当局間で定期的に交換するための「共通報告基準（CRS）」が策定され、この枠組みに基づき諸外国の税務当局との間で情報交換を実施。

令和2事務年度 CRS情報交換件数	受領		提供	
	国・地域数	口座数(件)	国・地域数	口座数(件)
アジア・大洋州	16	1,473,200	12	529,864
北米・中南米	19	117,291	13	43,354
欧州・NIS諸国	40	313,587	39	73,074
中東・アフリカ	12	2,818	6	4,266
合計	87	1,906,896	70	650,558

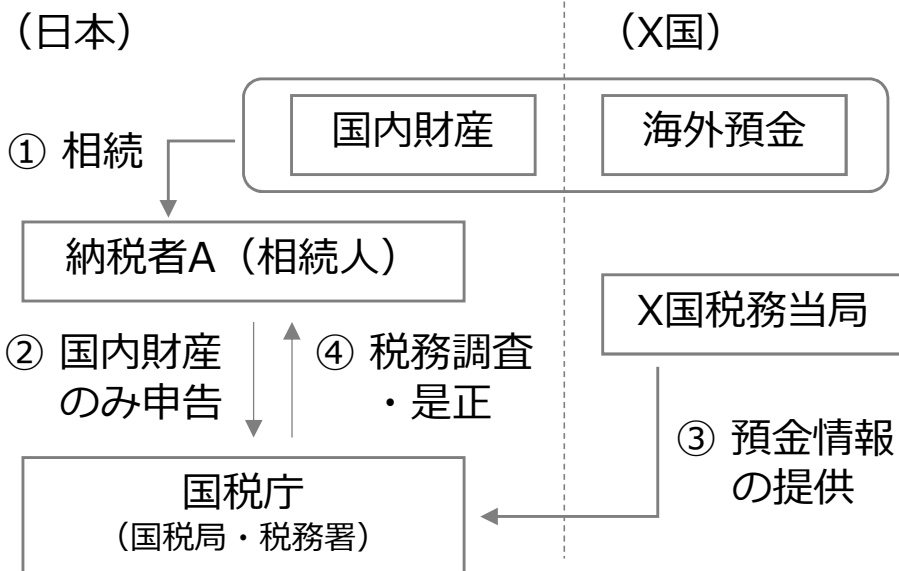
国際的な課税・徴収逃れへの対応

- 国際的な取引や海外の資産を利用した悪質な課税・徴収逃れに対しては、外国税務当局との情報交換や徴収共助により、厳正かつ的確な対応を行っている。引き続き、外国税務当局との連携・協調を拡大・強化し、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組む。

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

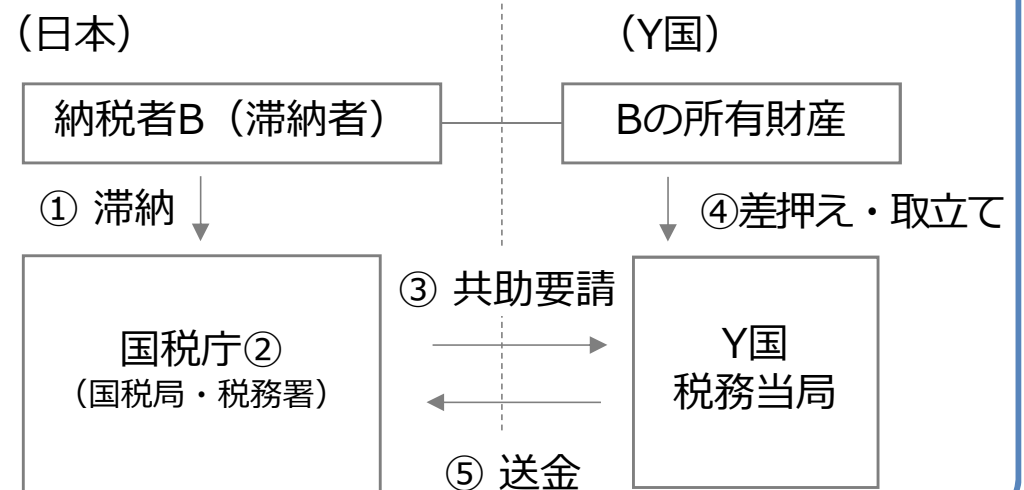
事例1: 海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例2: 徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、部内情報により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・取立て。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



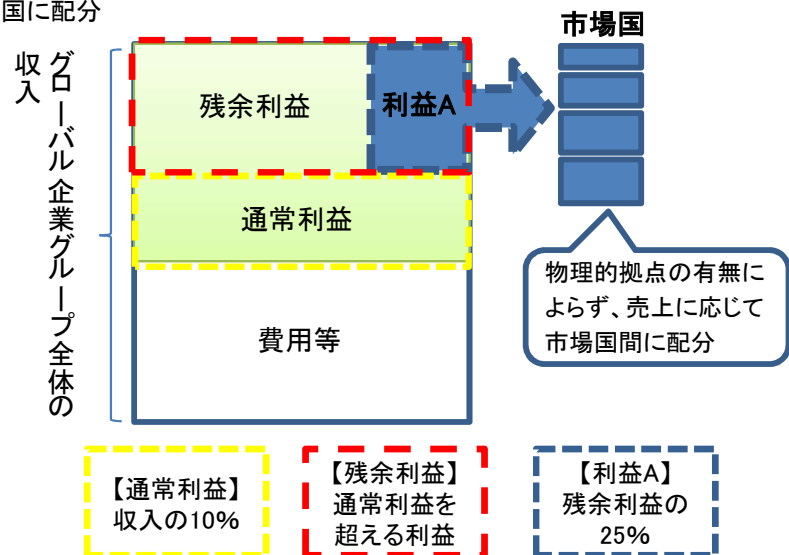
新たな国際課税制度について

○ 課題

- 市場国に物理的拠点（PE：Permanent Establishment）を置かずにビジネスを行う企業の増加 ⇒ **【第1の柱】**
現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き ⇒ **【第2の柱】**
法人税の継続的な引下げにより、各国の法人税収基盤が弱体化。
税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

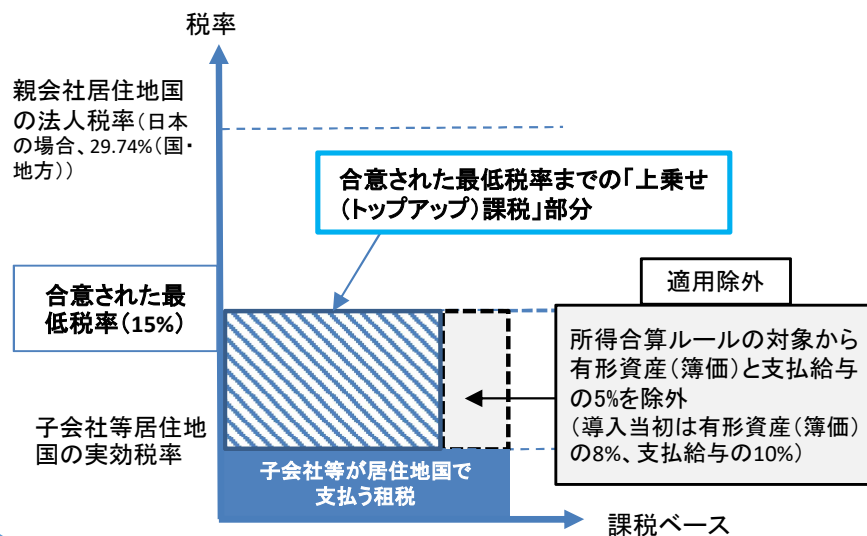
第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）

- 課税対象は、売上高200億ユーロ（約2.9兆円）超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業グループ（全世界で100社程）
- 大規模なグローバル企業グループの利益率10%を超える残余利益の25%を市場国に配分



第2の柱（グローバル・ミニマム課税/所得合算ルール）

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上の多国籍企業が対象
- 軽課税国に所在する子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率（15%）に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う



- 第1の柱：2023年前半に多国間条約の署名、2024年に多国間条約の発効が目標
- 第2の柱：2022年に各国の国内法が改正され、2023年（一部は2024年）の実施が目標

富裕層への対応

○ 富裕層に対する取組

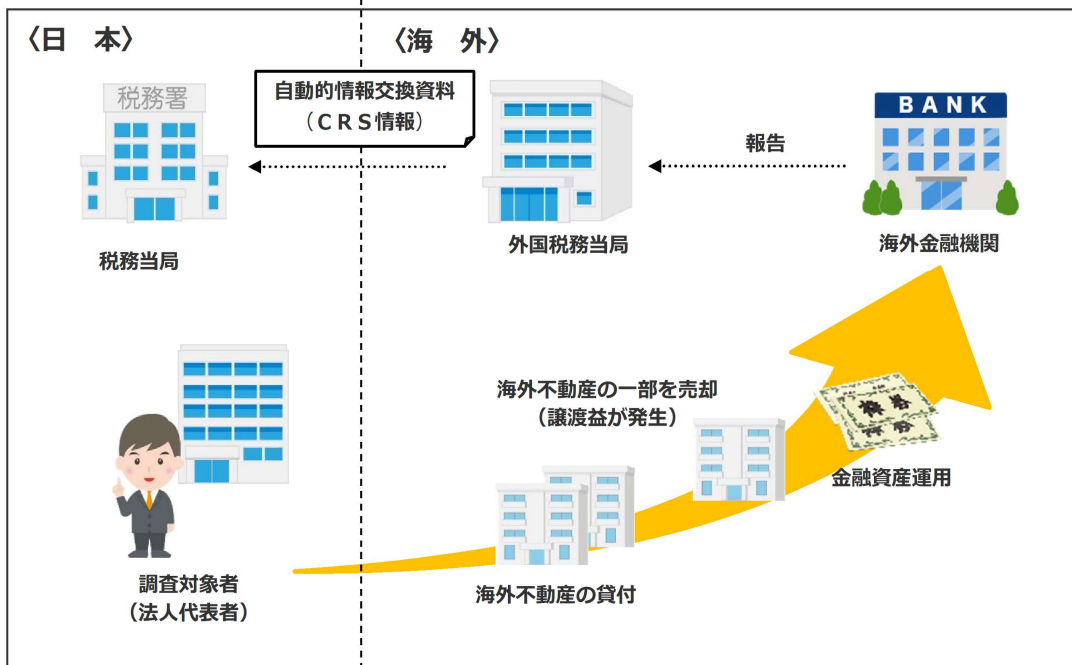
- 資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に、有価証券・不動産等の大口所有者や経常的な所得が特に高額な個人などの「富裕層」に対して、積極的に調査を実施。
- 令和2事務年度では、富裕層に対する調査1件当たりの申告漏れ所得金額が、過去最高。

○ 海外投資等を行っている個人に対する取組

- 海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、法定調書や海外との情報交換等を効果的に活用し、積極的に調査を実施。
- 令和2事務年度では、海外投資等を行っている個人に対する調査1件当たりの追徴税額は、所得税の実地調査全体の約2倍。

○ 主な調査事例

CRS情報から海外での資産運用の事実を把握し、海外における不動産所得及び不動産の譲渡所得の申告漏れに課税した事例



○ 調査実績

～富裕層に対する取組～

過去最高

	平成30年	令和元年	令和2年	全体
調査1件当たり 申告漏れ所得金額	1,436万円	1,767万円	2,259万円	1,480万円

(注) 令和2年「全体」は、所得税の調査全体の事績を示す。

～海外投資等を行っている個人に対する取組～

	令和元年	全体	令和2年	全体
調査1件当たり 追徴税額	627万円	222万円	527万円	275万円

約2倍

(注) 令和元、2年「全体」は、所得税の調査全体の事績を示す。

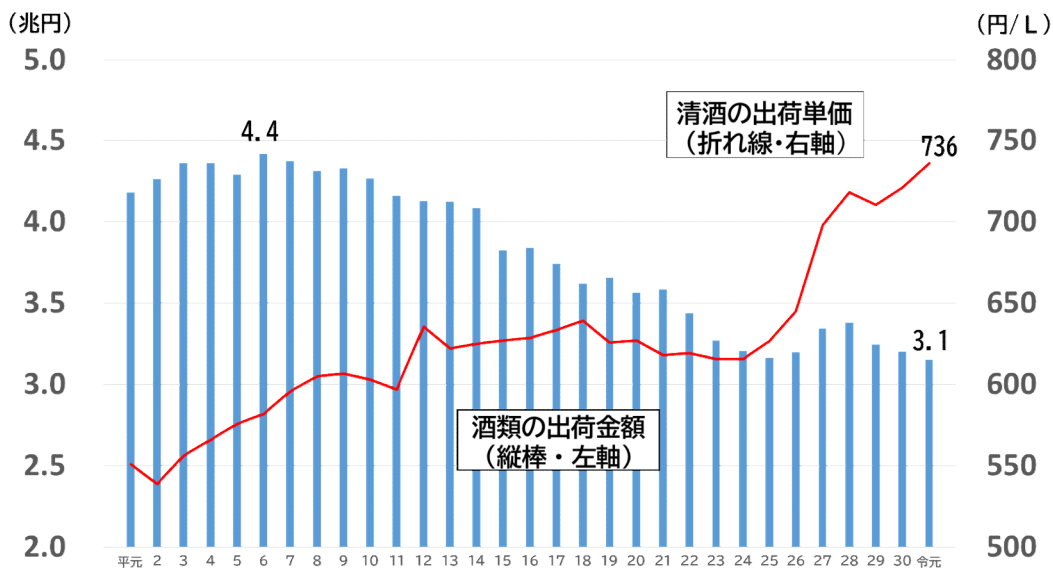
税務行政の現状と課題

- 1 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
- 2 インボイス制度の円滑な開始に向けて
- 3 重点課題への取組
- 4 酒類業の振興

最近の酒類市場の状況等

- 酒類の出荷金額は長期的に減少しているが、単価の上昇もあり、ここ数年は概ね横ばい。
- 新型コロナの影響で消費は減少。足元では回復しつつあるが、コロナ前の水準には届いていない。
⇒ 引き継ぎ、事業者支援に取り組む必要。

○ 酒類の出荷金額及び清酒の出荷単価の推移



○ 最近の酒類の消費動向

(単位：前年同期比増減率、%)

	2020年計	2021年計	2022年1月～9月	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
家庭消費+飲食店消費	▲ 8.1	▲ 10.2	+ 8.4	+ 3.7	▲ 2.9	▲ 1.1	+ 4.5	+ 8.7	+ 9.8	+ 8.3	+ 9.4	+ 34.5
家庭消費	+ 13.6	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 4.6	▲ 0.6	+ 0.8	▲ 3.7	▲ 6.9	▲ 6.4	▲ 1.7	▲ 2.7	+ 18.9
飲食店消費	▲ 52.7	▲ 49.2	+ 144.9	+ 149.5	▲ 32.5	▲ 14.6	+ 93.4	+ 380.1	+ 318.4	+ 126.6	+ 249.0	+ 525.7

(出典) 総務省統計局「家計調査」
(「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】)

経営改革・構造転換支援

- ◆ 酒類事業者による新商品の開発や新型コロナウイルスへの対応等の経営改革・構造転換の取組を支援

(具体例)

- ・ 長期保存用の冷蔵設備を導入し、「長期熟成日本酒」を提供
- ・ 家飲み需要や巣ごもり需要に対応するため、小瓶の商品を開発



酒蔵ツーリズム支援

- ◆ インバウンドによる海外需要の開拓のため、酒類事業者による酒蔵ツーリズムの取組を支援

(具体例)

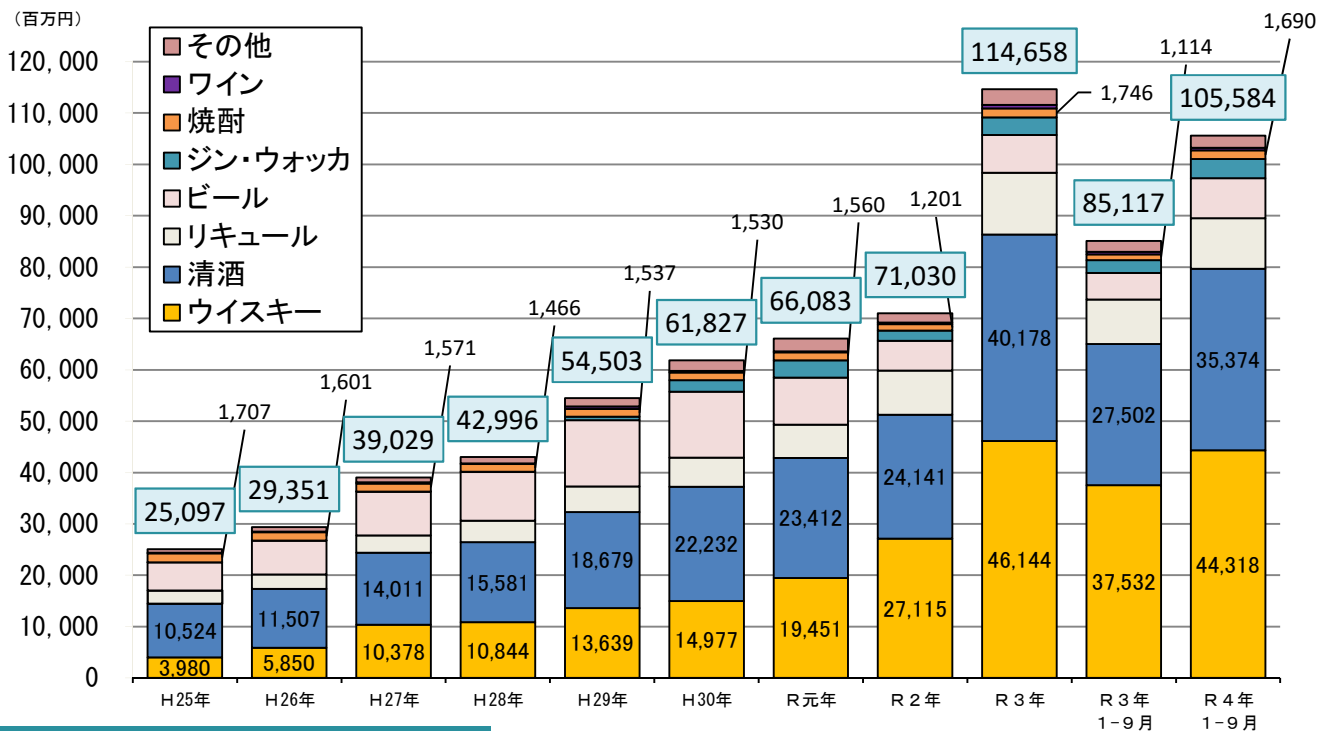
- ・ 廃校を利用した宿泊施設で酒造り体験を実施



日本産酒類の輸出促進

- 令和3年の日本産酒類の輸出金額は、初めて1,000億円を突破。
- 政府の輸出拡大実行戦略及び輸出目標を踏まえ、より一層、海外需要開拓や海外販路拡大の支援を推進。

○ 最近の酒類の輸出動向



○ 輸出金額上位10か国・地域

(単位: 億円)

順位	国・地域	2021年	対前年増減率
1	中華人民共和国	320	+85.2%
2	アメリカ合衆国	238	+72.0%
3	香港	148	+48.0%
4	台湾	93	+42.3%
5	フランス	58	+80.5%
6	シンガポール	51	+32.3%
7	オーストラリア	42	+60.2%
8	オランダ	39	+26.6%
9	大韓民国	28	+44.0%
10	マカオ	20	+265.9%
-	(参考)EU・英国	128	+60.2%
-	全体	1,147	+61.4%

○ 輸出拡大に向けた取組

海外需要開拓支援

- ◆ 酒類事業者による日本産酒類の海外需要開拓の取組を支援。(ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金等)

海外販路拡大

- ◆ 海外販路の開拓を推進するため、商談会を企画し、海外バイヤーと国内事業者をマッチング。

○ 各酒類における輸出目標(農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略)

重点品目	2025年目標(2021年)
清酒	600億円(401.8億円)
ウイスキー	680億円(461.4億円)
本格焼酎・泡盛	40億円(17.5億円)
(参考)農林水産物・食品	2兆円(1兆2,385円)

令和2年度第3次補正予算 酒類業構造転換支援事業費補助金 令和3年度補正予算 新市場開拓支援事業費補助金 (フロンティア補助金)採択事例

＜実施状況＞ 令和2年度第3次補正 第1期～第3期 応募総数：451件、採択件数：156件
令和3年度補正 第1期～第3期 応募総数：266件、採択件数：182件

○ 商品の差別化

出羽桜酒造株式会社（山形県）

時間軸による新しい日本酒の価値創造

- ・長期保存用の冷蔵設備を導入し、「長期熟成酒」を提供
- ・子供が生まれた年に製造した長期熟成酒を子供が成人した時に、子供と一緒に味わう消費シーンなどを提案



○ 販売手法の多様化

勝沼醸造株式会社（山梨県）

先進的なテイastingシステムの構築と商品開発

- ・感染防止対策のため、プリペイドカード式ワインサーバーを売店に導入
- ・顧客ニーズに合った新商品開発に向け、試飲・販売状況をデータ化し、蓄積



○ 新型コロナの課題対応

笹の川酒造株式会社（福島県）

急速冷凍技術による生酒の品質維持と超フレッシュな新商品の開発

- ・家飲み需要への対応として、最適な手段で「生酒」を提供
- ・搾りたてを急速に冷却、保管することで、蔵元で搾った状態の美味しいフレッシュな生酒を消費者に提供



小松酒造株式会社（佐賀県）

家飲み需要に応じる小ロット商品への改良や販売体制の構築

- ・家飲み需要や巣ごもり需要に対応するため、720～180ml瓶の商品化
- ・他の商品とのセット販売など、小ロット商品だからこそその強みを活かした提供



日本産酒類海外展開支援事業費補助金 (ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金) 採択事例

<実施状況> 令和3年度 第1期 ~ 第3期 応募総数：230件、採択件数：109件
令和4年度 第1期 ~ 第3期 応募総数：160件、採択件数：105件

○ ブランド化の推進

濱田酒造株式会社(鹿児島県)

グローバル市場開拓に向けた輸出専用商品の展開

- ・高アルコール度数が求められる世界の蒸留酒市場で戦うためアルコール度数40%規格の輸出専用商品を開発
- ・海外展示会への出展や海外酒類コンテストへの出展により情報発信



宇宙カンパニー合同会社(山梨県)

山梨県産フルーツを使用したビール類の開発

- ・空気中の天然酵母と山梨県産フルーツの風味を掛け合わせる新商品の開発



(ハケ岳の新鮮な空気)

×



(山梨県産フルーツ)

⇒



(新商品)

○ 酒蔵ツーリズムの推進

菊正宗酒造株式会社(兵庫県)

海外観光客を日本酒と酒器(盃)の世界へ誘う

- ・既存の蔵の一階部分を改築・改装し、盃展示館を開設
- ・盃の形状・材質・厚みの違いで同じ日本酒でも全く味わいが違うことを体験できる、きき酒体験研修会ツアーの開発



株式会社小林酒店(栃木県)

廃校を利用した酒蔵オーベルジュ(宿泊施設)で酒造り体験

- ・外国人旅行者からの要望が強い酒造り体験の実施。また、夜に行く「こうじ」を造る作業のため、廃校を利用した宿泊施設を設置。



日本酒等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日第208回通常国会）
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信。
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日第204回通常国会）
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。

○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）

（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

2 保持団体

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)
会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）

（蒸きょう）



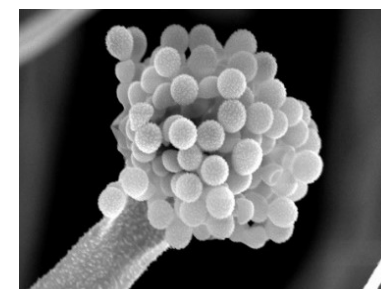
（こうじ造り）



（もろみ管理）



（こうじ菌（国菌））



ユネスコ無形文化遺産への提案

- 3月10日 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、審議・決定
- 3月31日 ユネスコ事務局に提案書を提出

（参考）今後のスケジュール

令和5年：再提案

令和6年11月頃：政府間委員会において審議見込み